

別紙 訴状（ただし、「第2 請求の理由」以外は省略）

第2 請求の理由

1 原告及び被告について

原告は、神戸市 (住所省略) に本社を置き警備業等（詳細は後述）を営む D 株式会社（以下「D社」という。）の代表取締役である（甲1）。

被告は、「A」の名義でユーチューブにおける動画投稿等を行っていた

自称ユーチューバーであり、令和6年3月14日、東京地方裁判所において、暴力行為等処罰法違反（常習的脅迫）等で懲役3年執行猶予5年の有罪判決を受けている人物である。

2 被告が不法行為を行うに至った経緯

原告は、俳優である故 E 氏と古くから親交があったところ、同人の子である B（以下「B」という。）が俳優として人気が出てきてテレビドラマ等にも出演する機会が増え社会への露出が増加したことに伴い、良からぬ企みの下、同人に近づこうとする者や同人に危害を加えんとする者が現れるようになっていた。そこで、そのような諸々の問題に対する相談や対応をするべく、D社は、令和2年10月、Bとの間で、顧問契約を締結することとなった。

一方、Bは、平成29年10月頃、知人であるミュージシャンのFの紹介で被告と知り合い交友を重ねていたが、その後被告との間で金銭トラブルが発生した。原告は、Bが当該金銭トラブルについて被告と話し合いを行うに当たり、前記顧問契約に基づきBに付き添うこととなった。

3 被告の原告に対する不法行為

原告が、上記のような経緯で被告と関りを持つようになったところ、令和4年4月15日、被告は、自らが開設しインターネット回線を通じて不特定多数人が閲覧できるユーチューブチャンネルである「A ch」において、「【Bの手先】になり下がった元警察OB Cの衝撃映像公開」とタイトルを付けた動画を公開し、以下の如き名誉棄損行為を行った。

① 元警察官か刑事か知らんけども、辞めた後そのラインを使っていわゆるいろんな企業の相談役のように、ハイエナのように、寄生虫のように取りついているおっさん。

② このおっさんに対して顧問料を払った人が俺の友達にいて、聞いたら何の力もない。ヤクザと揉めようが警察事になろうが僕がちゃんとできますよ

って言ってるけど、警察事になったらなったで警察の人たちはこいつのこと、よく思っていないから、お前今さら何しやしゃり出て来てんねんって
いう空気やし、ヤクザに関してはこいつ何の力もないわけですよ。

- ③ そんな人間が俺に対して電話して来た時に、家の母親、うちの母親の妹、
お前脅したな。・・・このジジイが俺の家族に対して脅迫したことによって
俺は電話でブチ切れました。
- ④ めっちゃ嫌われているやろ警察に。神戸の人たちにもめっちゃ嫌われてる
って聞いたわ。いろんな会社から総スカンくらってる。お前、女と一緒に
住んでんねんやろ、どっかの女と。その情報も来ているぞ。その女の名前
も住所もぜんぶ晒したるからな、お前。
- ⑤ ただ C という人間、こいつは徹底していきます。今も神戸で本当に寄生
虫のように、ヒルのように弱い人間から金をたかっていると聞きました。
なんでこいつを警察が逮捕しないのかよく分かんないです。僕、いろんな
こいつの悪いこと、いっぱい聞きました。しかも、こいつ駐車場とかも毎
回なんかゴネてお金払わないらしいですよ。駐車場料金、ほんまカスでし
よ。
- ⑥ こいつのやっていることは完全に反社の動き。やっていることが反社会勢
力の動き、反グレの動きである以上、こいつは叩かれるべきだし、これを
利用して B はいろんなことをやってます。
- ⑦ うちのおかん、いくつや思うてんねん。昭和20年生まれやで。おばあち
ゃんやで。そのおばあちゃん捕まえて脅しをかけるやつおる、普通。
- ⑧ C 2週間前にたまたまカウンター横で一緒に飲みましたよ。出た、ヤク
ザと賭けマージャンしてクビになったんですよ。

(以上につき甲2、甲3)

これらは、「被告の母親を脅した」、「女性を困っている」、「弱い人間にお金を
たかっている」、「毎回駐車料金の支払いをごねて免れている」、「ヤクザと麻雀

賭博をして（警察を）首になった」などと原告の社会的地位を害する具体的事実を適示して原告の名誉を棄損するものである。

なお、被告が述べた上記各事実はいずれも虚偽の事実である。

4 原告に対する損害の発生

ア 原告が代表取締役を務める「Dネキ」は「警察OB」を意味するものであり、原告自身兵庫県警のOBで、現職時代は同警察本部の暴力団対策課、機動捜査隊等において勤務し、多くの実績を上げ警視で退職をした。

原告は、平成14年3月、その経験を生かして暴力団等の反社会的勢力への対応、ストーカーやつきまとい行為、DVの被害者対策その他あらゆる人的トラブルに対応して対象者や関係者を守るボディーガード等を専門とする警備会社である「Dネキ」を立ち上げた。

原告は、立ち上げ当初こそ依頼案件が少なかったものの、反社勢力がはびこりつつあった神戸三宮商店街等においてこれらの勢力の排除のための諸活動に心血を注ぐなどしてその成果を上げ、神戸三宮センター街の関係者等から徐々に信頼を獲得し、神戸三宮センター街商店街振興組合をはじめ、各種組合や会社、ホテル等の多数の契約先を得ることとなった。

このように、原告は、20年以上に及び、当初日本ではまだ知名度の低かった警備業界の第一線で活躍し、少しずつ依頼者との間の信頼関係を築き上げ、海外の企業と顧問契約を締結するまでに至っていた。

イ しかし、被告による前記名誉棄損行為により状況は一変した。

すなわち、被告による前記名誉棄損行為の直後、詳しい事情を知らない当時の顧問先のうち4件から顧問契約を打ち切られ、当時ほぼ決まっていたある芸能プロダクションとのかなり大口のボディーガード契約もご破算となった。

また、一時は無言電話や非通知で電話がかかってきて、取ると暴言を吐いて切るといった迷惑電話が1分おきにかかってきた時期もあり、それへの対

応に人員を取られ、先の顧問契約や大口契約の打ち切りと相まって、原告も
D社 の従業員も心身ともに疲弊することとなった。

古くからの顧問先の多くは、原告が被告の主張するような行為を行うはず
が無いと信用してくれていた。しかし、それでも、ある大口の顧問先からは、
「うちの若い社員も（被告による名誉棄損行為を）知っているが気にする
な。」と言われ、原告としては、「多くの人は何も言わないだけで A （被
告）の発言を聞いているのだろう。」と思い悩む日々が続いた。

ウ 警備業務、とりわけいわゆる4号警備と呼ばれる身辺警護（警備業法第2
条第1項第4号）において何より大事なものは顧客との真の意味での信頼関係
である。なぜなら、依頼者に危害を加えようとする者に隙を与えず警備業を
全うするためには、依頼者には他人には話したくないようなことまで話して
もらわなければならない場合がある。そのためには、警備者が依頼者から警
備の力量という外面のみならず、人間性という内面についても信頼を勝ち取
ることが不可欠である。また、警備者も、自分の事を信頼してくれる依頼者
だからこそ、侵害者に決して背中を見せず、時には命をかけ依頼者を守るこ
とができるのである。

原告は、長年警備業に従事し、このような警備業の本質を理解していたか
らこそ、被告による虚偽の内容の名誉棄損行為によって対外的な信頼を失う
ことで通常の一般人以上の精神的苦痛を受けることとなった。

以上のとおり、原告は、被告による虚偽の内容に名誉棄損行為により、多
大な精神的苦痛を受けた。

エ このような原告の精神的苦痛は容易に金銭に換算できるものではない。

しかし、例えば、前記顧問契約における顧問料は月5万円程度から月20
万円程度であり、今後長年に亘って顧問料を得ることができたはずの4件の
顧問先から契約を打ち切られたこと、大口の契約がご破算になったこと、被
告による名誉棄損行為が無ければ取引できたであろう仕事や顧問先が消え

たことなど、原告が代表を務める D 社 は数千万円単位の経済的損害を被っている。

もちろん、原告と D 社 は別個の法人格ではある。しかし、D 社の顧問先はほぼ全て原告の長年の信頼の積み重ねにより原告が獲得したものであり、原告イコール D 社 と言っても過言ではなく、原告が心血を注いだその D 社 が被告の名誉棄損行為により信用を落としたことによって原告が受けた精神的苦痛は、D 社 が被った経済的損害に等しいと評価でき、それはどう少なく見積もっても金1000万円を下るものではない。